

国民年金保険料免除（一部納付）制度があります！

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または、失業などにより納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除（一部納付）制度」があります。

☆免除が承認された場合の保険料納付額（月額）と年金額への反映割合☆

免除区分	納付額（月額）	年金額への反映割合
全額免除	なし	《1/3》
4分の3免除（4分の1納付）	3,600円	《1/2》
半額免除（半額納付）	7,210円	《2/3》
4分の1免除（4分の3納付）	10,810円	《5/6》



注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

☆免除となる所得のめやす☆

（前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲であること）

- 全額免除 → (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の3免除（4分の1納付） → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額免除（半額納付） → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の1免除（4分の3納付） → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 ※平成20年4月～6月分の申請については、前々年度（平成18年）の所得で審査を行います。

☆次年度以降の手続きは☆

全額免除を承認された方については次年度も引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要はありません。ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります。

※失業もしくは、震災、風災害又は火災により損害を受けたことを理由とした全額免除申請、もしくは一部免除（納付）申請の場合は、毎年申請が必要となりますので、ご注意ください。

詳しいことについては、役場住民課住民福祉係（☎2-3404）へお問い合わせください。

介護保険被保険者証有効期限のお知らせ

奥尻町に住所を有する65歳以上の方に交付している介護保険被保険者証（以下「被保険者証」）有効期限について、平成20年3月31日までと記載されていますが、介護保険法施行規則の改正により、有効期限がなくなり、無期限で使用できることになりました。このことにより、すでに被保険者証を交付されている方は、介護保険を申請し、要介護度が判定されるまで、交付されている被保険者証を使用できる経過措置をとっています。

また、今後、被保険者証の交付を受ける方は、有効期限が記載されていない被保険者証となります。

町民皆様へのお知らせが遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。



変更になります

奥尻町家族介護用品支給事業

平成12年4月から、家計の負担を少しでも軽減しようという趣旨で行っていますが、この事業の支給要件が平成20年7月から次のとおり変更となります。

- 支給要件
 - 1 奥尻町に住所を有する方が介護保険を申請し、要介護1以上と判定されていること
 - 2 常時、おむつ及び尿とりパッドを使用していること
 - 3 3等親以内の血族及びその姻族の方が要介護者を介護していること
 - 4 入院又は介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等）に入院・入所していないこと
 - 5 要介護者及び介護している方の属する世帯が市町村民税非課税世帯であること

以上の5項目すべてを満たせば、介護用品支給事業を利用することができます。

紙おむつや尿とりパッドを使用されている方又は介護されている方は確認し、ご相談下さい。

※介護保険被保険者証有効期限及び奥尻町家族介護用品支給事業については、保健福祉センター介護保険係（☎2-3381）へお問い合わせください。

平成19年度奥尻町離島漁業再生支援交付金事業の公表について

町では、平成17年度から「離島漁業再生支援交付金事業」に取り組んでいます。(平成21年度までの予定)
 この事業は、創意工夫により島の特色を生かした漁場の生産力の向上や良好な海域環境の保全等といった多面的機能を維持増進し、離島漁業の再生を図るための事業です。
 町では、昨年度実施した事業内容を次のとおり公表します。

協定対象 漁業世帯数	201世帯	交付金額	27,336千円	
漁場の生産力の向上に関する取組状況	平成19年度実施した取組事項			
	取組内容	取組の成果	取組成果の説明	
	●ウニ深浅移殖放流 (内容) ウニ深浅移殖放流は潜水器を用いて未利用資源となっている深場に生息しているウニを漁場となる浅場へ移殖する事業である。	150万個	事業の実施により未利用資源の活用が図られ漁業所得の向上が期待できる。 (9～10月に実施)	
	●エゾバカ貝対策(未利用漁場探索) (内容) 島周辺に点在している漁場となっていない海域(砂底域)におけるエゾバカ貝の生息状況を調査し、今後漁場となり得る漁場の探索を実施するものである。	11箇所	調査結果から今後漁場として利用できる可能性のある海域を把握できた。 (5～6月に実施) 延べ調査箇所11箇所中2箇所は良好な漁場と思われた。	
	●ウニ・アワビ資源量調査 (内容) ウニ・アワビ資源量調査は、潜水器を用い島の周囲に設定した定点に生息しているウニ・アワビの資源量状況を調査するものである。	延べ 120点	ウニ・アワビ資源量の状況が確認できたことにより今後の計画的な生産を図るうえの基礎資料となった。 ・漁期前調査 5月に実施 ・漁期後調査 8月に実施	
	●海岸清掃 (内容) 例年、島を囲む海岸や漁港には漂着ゴミが堆積し一部では漁業生産活動にも悪影響を及ぼしているため、海岸・漁港などを中心とした清掃ボランティア活動を実施するものである。	延べ 230人	漁港や海岸を中心とした清掃ボランティア活動が円滑に実施されたことにより、漁業生産活動の改善ほか景観が魅力のひとつである奥尻島のイメージアップにも繋がった。	
	●密漁監視 (内容) 漁業者で分担し密漁監視活動を実施するものである。	延べ 392人	密漁監視行為を行うことにより、密漁防止や抑止効果が図られた。	
	●トド被害防止対策 (内容) 近年、トドの来遊が増えたことにより漁業資源のほか漁具被害も大きく漁業者の間では深刻な問題となっている。このような現状を踏まえ、関係機関やハンターの協力を得て威嚇射撃を実施しトドが来遊しないよう取り組むものである。	延べ 2回	トド威嚇射撃を実施したことにより、漁業資源や漁具被害の減少に繋がったものと思われる。 (4月に実施)	
●アワビ種苗放流 (内容) アワビは島の特産品であるが、最近では、自主禁漁を余儀なくされるほど資源の減少が深刻な状況となっている。このため、種苗放流を計画し過去の放流実績等を踏まえ、効果の高い方法を検討しながら種苗放流を実施するものである。	8万個	より高い種苗放流効果を得るため、放流適地調査などを実施し、潜水作業による種苗放流を実施した。事業の実施により、アワビ資源と次期アワビ漁での生産高の増加が見込まれた。 (5月に実施)		
集落の創意工夫を生かした取組状況	平成19年度実施した取組事項			
	取組内容	取組の成果	取組成果の説明	
●ナマコ養殖試験 (内容) 近年、ナマコ需要の伸びに伴う価格の高騰により奥尻町においても着業者が増え、水揚・生産額とも増加している一方、資源の枯渇が危惧されている。 本取組では給餌による養殖試験を実施することにより、ナマコの生態を知るとともに多様な飼育試験による有効な養殖方法の確立を目指すものである。	—	前年の反省を踏まえ創意工夫をしながら養殖試験を実施したが、前年同様、夏場にかけて斃死するナマコが増加し、良好な成果を得られなかった。 しかし、養殖試験を実施したことによりナマコの生態の一部を把握できたことは今後もナマコ漁業を営むにあたり有益な取組であったと考える。 (4月～7月まで実施)		